

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 6 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 10 日

荻田町長 遠田 孝一



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		林 真彩
2	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		TRAN MANH THANG
3	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		NGUYEN TRUONG GIANG
4	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		NGUYEN TIE N DAT
5	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		NGUYEN VAN KHOA
6	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		TRAN THI A I
7	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		PHAM THI T HU HIEN
8	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		NGUYEN THI TRINH
9	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		LAI VAN PH UONG
10	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		NGUYEN MIN H TUAN

< 備 考 > 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 6 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令 和 8 年 8 月 10 日

荊田町長 遠田 孝一



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		SAI HTET S HAR
2	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		NGUYEN XUA N VU
3	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		LE MINH TH ANH
4	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		HO TRONG H IEU
5	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		HO TRONG H IEU
6	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		DANG THI T HAO
7	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		TO THI XUY EN HOA
8	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		TU THI HIE N
9	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		NGUYEN THI NGOC MAI
10	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		LE KIM THA NH

< 備 考 > 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 6 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令 和 8 年 8 月 10 日

荊田町長 遠田 孝一



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		NGUYEN THI HAI QUYEN
2	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		HOANG THI GIANG
3	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		DINH THI C AM LY
4	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		BUI THI HO NG
5	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		PHAM THI L INH
6	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		HOANG THI THU HUONG
7	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		VU XUAN TR UONG
8	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		NGUYEN VAN KHANH
9	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		NGUYEN KHA C HAI PHON G
10	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		NGUYEN VAN NGOC

＜備 考＞ 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 6 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 10 日

荊田町長 遠田 孝一



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		VU CONG TU YEN
2	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		PHAM DO TA N
3	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		HA MINH VI ET
4	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		HA MINH VI ET
5	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		LE QUANG H OANG
6	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		HNIN THIRI AUNG
7	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		ABDUL JALI L
8	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		DWI KUSTAN TO
9	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		TRUONG CON G NHAT
10	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		MUHAMMAD R AIFAN AZZI KRA

＜備 考＞ 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 6 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 10 日

荏田町長 遠田 孝一



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		MUHAMMAD A IMAN BIN M OHD NOOR
2	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		RAGUNATHAN RATHA KRI SHNAN
3	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		SUBRAMANIA M BALAKRIS NAN
4	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		MUHAMMAD F ARIZ BIN R IDZUAN
5	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		KARTHICK A RUMUGHAM
6	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		MOHD RIDUA N BIN THOM AS
7	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		DANA RAJ M ATHAVAN
8	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		MOHD FAIRU S BIN RAMA N
9	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		NGUYEN CHI CONG
10	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		DANG DINH CHUNG

＜備 考＞ 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 6 日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税務課で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 10 日

荻田町長 遠田 孝一



番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		HO VAN VIN H
2	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		CHU THANH PHONG
3	督促状（普徴 令和 8 年度 1 期）		AUNG THAN SOE
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

<備 考> 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。